

草津栗東行政事務組合重要な公の施設に関する条例

令和6年10月8日

条例第4号

(趣旨)

第1条 議会の議決または同意を要する重要な公の施設の利用または廃止に関しては、この条例の定めるところによる。

(重要な公の施設)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号に規定する重要な公の施設は、火葬場とする。

2 法第244条の2第2項に規定する特に重要な公の施設は、火葬場とする。

(独占的利用または廃止)

第3条 前条第1項に規定する公の施設を5年以上独占的に利用させようとするときは、法第96条第1項第11号の規定により、議会の議決を得なければならない。

2 前条第2項に規定する公の施設を廃止し、または10年以上独占的に利用させようとするときは、法第244条の2第2項の規定により、議会において、出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

付 則

この条例は、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。